

令和 5 年 11 月 22 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸亀市長 松 永 恭 二

議 案 の 送 付 に つ い て

令和 5 年 11 月 30 日午前 10 時招集の丸亀市議会 12 月定例会に提出する下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第 87 号 専決処分の承認について（令和 5 年度丸亀市一般会計補正予算（第 5 号））
- 議案第 88 号 令和 5 年度丸亀市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 89 号 令和 5 年度丸亀市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 90 号 令和 5 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 91 号 丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 92 号 丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 93 号 丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 94 号 丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正
について
- 議案第 95 号 丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 96 号 丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 97 号 丸亀市行政組織条例及び丸亀市附属機関設置条例の一部改正について
- 議案第 98 号 丸亀市市税条例の一部改正について
- 議案第 100 号 丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について
- 議案第 101 号 丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部改正について
- 議案第 102 号 丸亀市公園条例の一部改正について

- 議案第 103 号 丸亀市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 議案第 104 号 丸亀市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 105 号 工事請負変更契約の締結について((仮称)丸亀市立城乾こども園園舎新築工事)
- 議案第 106 号 工事請負変更契約の締結について((仮称)丸亀市立城乾こども園園舎新築に伴う機械設備工事)
- 議案第 107 号 市有地の処分について(丸亀市蓬萊町市有地)
- 議案第 108 号 指定管理者の指定について(飯山総合学習センター)
- 議案第 109 号 指定管理者の指定について(丸亀市綾歌総合文化会館)
- 議案第 110 号 指定管理者の指定について(広島デイサービスセンター)
- 議案第 111 号 指定管理者の指定について(丸亀城天守ほか2施設)
- 議案第 112 号 指定管理者の指定について(丸亀市民会館)

議案第 87 号

専決処分の承認について（令和 5 年度丸亀市一般会計補正予算（第 5 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

専 決 処 分 書

令和5年度丸亀市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月16日

丸亀市長 松 永 恭 二

令和5年度丸亀市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度丸亀市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,412千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,723,005千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(単位：千円)

(単位：千円)

歳 出					(単位：千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
4 衛生費		4,007,940	44,412	4,052,352	
	1 保健衛生費	1,893,203	44,412	1,937,615	
歳 出 合 計		59,678,593	44,412	59,723,005	

(歳入)	歳入歳出補正予算事項別明細書	(単位：千円)
款	補正前の額	補正額
	計	
15 国庫支出金	8,798,828	44,412
		8,843,240
歳入合計	59,678,593	44,412
		59,723,005

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 衛生費	4,007,940	44,412	4,052,352
歳出合計	59,678,593	44,412	59,723,005

補正額の財源内訳

	特 国県支出金	定 財 源		一 般 財 源
		地 方 債	そ の 他	
	44,412	0	0	0
	44,412	0	0	0

2. 歳入

[illegible]

(単位: 千円)

箇			説	明
区	分	金 額		
1	予防費負担金	44,412	予防接種健康被害給付費負担金	44,412

議87-8

令和 5 年度丸亀市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度丸亀市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,005,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60,728,005 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 30 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

(単位:千円)

(単位：千円)

(歳入) 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入) 歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	21,541,139	1,005,000	22,546,139
歳出合計	59,723,005	1,005,000	60,728,005

補正額の財源内訳				
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源	
	国 県 支 出 金	そ の 他		
0	0	0	1,005,000	
0		0	1,005,000	

2. 歳入

(单位:千元)

節			説 明
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	1,005,000	財政調整基金繰入金	1,005,000

[illegible]

議 88-7

令和 5 年度丸亀市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度丸亀市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 263, 229 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60, 991, 234 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更及び追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 11 月 30 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,843,240	2,000	8,845,240
	2 国庫補助金	3,290,251	2,000	3,292,251
16 県支出金		3,540,149	15,403	3,555,552
	2 県補助金	1,090,131	15,403	1,105,534
17 財産収入		175,431	127,647	303,078
	2 財産売却収入	79,001	127,647	206,648
18 寄附金		203,030	50,000	253,030
	1 寄附金	203,030	50,000	253,030
20 繰越金		132,317	51,479	183,796
	1 繰越金	132,317	51,479	183,796
22 市債		8,000,100	16,700	8,016,800
	1 市債	8,000,100	16,700	8,016,800
歳入	合 計	60,728,005	263,229	60,991,234

(単位：千円)

歳 出 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		338,041	1,403	339,444
	1 議会費	338,041	1,403	339,444
2 総務費		7,370,811	25,900	7,396,711
	1 総務管理費	6,529,232	20,900	6,550,132
	3 戸籍住民基本台帳費	259,801	5,000	264,801
3 民生費		22,546,139	70,800	22,616,939
	1 社会福祉費	10,171,487	8,000	10,179,487
	2 児童福祉費	10,340,715	62,800	10,403,515
6 農林水産業費		936,320	34,193	970,513
	1 農業費	866,306	34,193	900,499
8 土木費		4,896,851	30,200	4,927,051
	2 道路橋りょう費	1,201,197	31,700	1,232,897
	5 都市計画費	2,084,104	△1,500	2,082,604
9 消防費		1,953,101	24,200	1,977,301
	1 消防費	1,953,101	24,200	1,977,301
10 教育費		12,041,633	76,533	12,118,166
	1 教育総務費	1,430,633	2,700	1,433,333
	2 小学校費	1,722,108	7,000	1,729,108
	3 中学校費	726,750	15,000	741,750
	5 社会教育費	5,167,761	44,220	5,211,981
歳 出	6 保健体育費	2,462,376	7,613	2,469,989
	合 計	60,728,005	263,229	60,991,234

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	単独県費補助土地改良事業補助金	21,040

第3表

債務負担行為補正

(変更)

(単位 千円)

事 項		期 間	限 度 額
城東小学校校舎等改築事業	補正前	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	3, 885, 300
	補正後		4, 811, 000

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
飯山総合学習センター指定管理料	令和 5 年度から 令和10年度まで	128, 500
広島デイサービスセンター指定管理料	令和 5 年度から 令和 8 年度まで	30, 300
丸亀城天守ほか2施設指定管理料	令和 5 年度から 令和 8 年度まで	69, 000
丸亀市綾歌総合文化会館指定管理料	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	138, 800
医療的ケア児支援業務委託料	令和 5 年度から 令和 8 年度まで	26, 244

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

(変更)	事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額	(単位 千円)			
						左 の 財 源 内 訳			
			期	間	金 額	国(県)支出金	特 定 財 源	地方債	一般財源
	城東小学校校舎等改築事業	4,811,000	—	—	—	4,811,000	783,246	3,227,200	800,554
						令和6年度から 令和7年度まで			0

(追加)	事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額	(単位 千円)			
						左 の 財 源 内 訳			
			期	間	金 額	国(県)支出金	特 定 財 源	地方債	一般財源
	飯山総合学習センター指定管理料	128,500	—	—	—	128,500	—	—	128,500
						令和5年度から 令和10年度まで			
	広島デザイナーズセンター指定管理料	30,300	—	—	—	30,300	—	—	30,300
						令和5年度から 令和8年度まで			
	丸亀城天守ほか2施設指定管理料	69,000	—	—	—	69,000	—	—	69,000
						令和5年度から 令和8年度まで			
	丸亀市綾歌総合文化会館指定管理料	138,800	—	—	—	138,800	—	—	138,800
						令和5年度から 令和7年度まで			
	医療的ケア児支援業務委託料	26,244	—	—	—	26,244	13,842	—	12,402
						令和5年度から 令和8年度まで			

第4表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利 率	償還の方法
農業施設整備事業	補正前	66,000	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債とする。)	4.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内償還又は借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	61,900			
道路橋りょう整備事業	補正前	475,600			
	補正後	477,300			
小学校施設整備事業	補正前	755,400			
	補正後	760,600			
中学校施設整備事業	補正前	191,700			
	補正後	198,700			
社会教育施設整備事業	補正前	2,276,200			
	補正後	2,283,100			
計	補正前	8,000,100			
	補正後	8,016,800			

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正

(単位 千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当該年度中元 金償還見込額	
1 普通債			16,700		16,700
(4) 農林水産業債			△ 4,100		△ 4,100
(6) 土木債			1,700		1,700
(8) 教育債			19,100		19,100
補正予算額計			16,700		16,700
合 計 (補 正 前)	58,057,359	57,194,007	8,000,100	5,749,750	59,444,357
合 計 (補 正 後)	58,057,359	57,194,007	8,016,800	5,749,750	59,461,057

1. 総括

(歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計		
15 国庫支出金	8,843,240	2,000	8,845,240		
16 県支出金	3,540,149	15,403	3,555,552		
17 財産収入	175,431	127,647	303,078		
18 寄附金	203,030	50,000	253,030		
20 繰越金	132,317	51,479	183,796		
22 市債	8,000,100	16,700	8,016,800		
歳入合計	60,728,005	263,229	60,991,234		

2. 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	8,843,240	2,000	8,845,240
2 国庫補助金	3,290,251	2,000	3,292,251
1 民生費国庫補助金	767,018	2,000	769,018

(単位：千円)			
節		金 額	明 明
区 分			
11 児童福祉総務費			
補助金		2,000	地域子育て支援拠点事業費補助金
			2,000

(単位：千円)

区分	節		説明	明
	分	金額		
5 児童福祉総務費 補助金		2,000	地域子育て支援拠点事業費補助金	2,000
3 保健体育総務費 補助金		13,403	第3子以降学校給食費補助金 県産農水産物学校給食利用拡大補助金	6,278 7,125

款 項 目	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	3,540,149	15,403	3,555,552
2 県補助金	1,090,131	15,403	1,105,534
2 民生費県補助金	549,163	2,000	551,163
7 教育費県補助金	88,055	13,403	101,458

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
1 不動産売却収入	127,647	不動産売却収入	127,647

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 財産収入	175,431	127,647	303,078
2 財産売却収入	79,001	127,647	206,648
1 不動産売却収入	78,400	127,647	206,047

(単位：千円)

区 分	箇 所		説 明
	金 額	金 額	
1 企業版ふるさと納税寄附金	50,000	50,000	企業版ふるさと納税寄附金
			50,000

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 寄附金	203,030	50,000	253,030
1 寄附金	203,030	50,000	253,030
9 企業版ふるさと納税寄附金	3,000	50,000	53,000

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
1 前年度繰越金	51,479	前年度繰越金	51,479

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20 繰越金	132,317	51,479	183,796
1 繰越金	132,317	51,479	183,796
1 繰越金	132,317	51,479	183,796

(单位:千元)

節		金 額	説 明
区 分			
2 農業債	△ 4,100	農地耕作条件改善事業債	△ 4,100
1 道路橋りょう債	1,700	交通安全施設整備事業債	1,700
1 小学校債	5,200	飯野小学校特別支援学級整備事業債	5,200
2 中学校債	7,000	綾歌中学校屋内運動場等改築事業債	7,000
3 社会教育債	6,900	城泊事業準備事業債	6,900

[illegible]

3. 歳出

節		明	
区 分	金 額	説	
3 職員手当等	1,403	議員期末手当	1,403
		議会管理費	1,403

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
1 議会費	338,041	1,403	339,444		1,403
1 議会費	338,041	1,403	339,444	0	1,403
1 議会費	338,041	1,403	339,444	0	1,403

一般会計

(単位:千円)

節			説	明
区	分	金 額		
12	委託料	900	市有土地鑑定評価委託料	900 市有土地管理費
11	役務費	17,500	障島航路通信運搬費	17,500 障島航路運賃無料キャンペーン事業費
12	委託料	2,500	広報折込チラシ配布業務委託料	2,500 広報折込チラシ配布業務委託料
			広報PR事業委託料	200 広報PR事業委託料
				2,300 広報PR事業委託料
2	給料	5,000	一般職給	5,000 戸籍住民基本台帳事務費
				5,000 戸籍住民基本台帳事務費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	7,370,811	25,900	7,396,711		5,900
1 総務管理費	6,529,232	20,900	6,550,132	15,000	
7 財産管理費	259,200	900	260,100	0	900
11 障島振興費	188,343	20,000	208,343	15,000	5,000
				(特定財源内訳)	
				寄附金	
				15,000	
3 戸籍住民基本台帳費	259,801	5,000	264,801	0	5,000
1 戸籍住民基本台帳費	259,801	5,000	264,801	0	5,000

（単位：千円）

経			説	明	
区	分	金 額			
2 給料		5,000	一般職給	5,000	社会福祉管理費 8,000
3 職員手当等		3,000	一般職期末手当	1,000	
			勤勉手当	900	
			時間外勤務手当	700	
			通勤手当	400	
2 給料		1,200	一般職給	1,200	児童福祉管理費 1,200
12 委託料		6,000	地域子育て支援拠点事業（ひろば型）委託料	6,000	子育て支援事業費 6,000 地域子育て支援拠点事業費（ひろば型） 6,000
1 報酬		12,600	会計年度任用職員報酬（保育士等）	12,600	保育所及び子ども園管理運営費 55,600
2 給料		32,700	会計年度任用職員給（保育士等）	32,700	保育所及び子ども園運営費 55,600
3 職員手当等		10,300	会計年度任用職員期末手当（保育士等）	10,300	

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
3 民生費	22,546,139	70,800	22,616,939		
1 社会福祉費	10,171,487	8,000	10,179,487	0	8,000
1 社会福祉総務費	3,125,178	8,000	3,133,178	0	8,000
2 児童福祉費	10,340,715	62,800	10,403,515	4,000	58,800
1 児童福祉総務費	1,843,361	7,200	1,850,561	4,000	3,200
				(特定財源内訳) 国庫支出金 2,000 県支出金 2,000	
3 保育所及びこども園費	5,505,877	55,600	5,561,477	0	55,600

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
6 農林水産業費	936,320	34,193	970,513		38,293
1 農業費	866,306	34,193	900,499	△4,100	8,850
2 農業総務費	127,284	8,850	136,134		
5 農地費	481,514	25,343	506,857	△4,100 (特定財源内訳 地方債 △4,100)	29,443

(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
		3 職員手当等	7,000	一般職加未手当 勤勉手当 時間外勤務手当 住居手当
		4 共済費	1,850	一般職共済組合負担金
		18 負担金、補助及び交付金	25,343	単独県費補助土地改良事業補助金 農地耕作条件改善事業補助金
				土地改良事業費 21,040 単独県費補助土地改良事業補助金 21,040 農地耕作条件改善事業費 4,303

(単位:千円)

12 委託料
 3,700
 道路除草・伐倒木等処理業務委託料
 3,700
 道路維持管理費
 3,700

14 工事請負費
 20,000
 工事費
 20,000
 道路補修事業費
 20,000

14 工事請負費
 8,000
 工事費
 8,000
 道路補修事業費
 20,000

交通安全対策費(車道事業)
 8,000
 交通安全施設整備事業費
 8,000

2 給料
 △1,500
 一般職給
 △1,500
 公園緑地管理費
 △1,500

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 土木費	4,896,851	30,200	4,927,051		30,000
2 道路橋りょう費	1,201,197	31,700	1,232,897	1,700	23,700
2 道路橋りょう維持費	260,706	23,700	284,406		
3 道路橋りょう新設改良費	867,549	8,000	875,549	1,700	6,300
				(特定財源内訳) 地方債	
5 都市計画費	2,084,104	△1,500	2,082,604	0	△1,500
12 公園緑地事業費	360,734	△1,500	359,234	0	△1,500

(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
2	給料		1,000	一般職給
3	職員手当等		23,000	一般職別未手当 勤勉手当 時間外勤務手当 通勤手当 特殊勤務手当 住居手当 管理職特別勤務手当
4	共済費		200	一般職共済組合負担金
				24,200 常備消防管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
9 消防費	1,953,101	24,200	1,977,301		24,200
1 消防費	1,953,101	24,200	1,977,301	0	
1 常備消防費	1,007,328	24,200	1,031,528	0	24,200

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
10 教育費					
1 教育総務費	12,041,633	76,533	12,118,166		2,700
2 事務局費	1,430,633	2,700	1,433,333	0	2,700
	169,870	2,700	172,570	0	2,700
2 小学校費	1,722,108	7,000	1,729,108	5,200	1,800
3 学校建設費	1,098,679	7,000	1,105,679	5,200	1,800
				(特定財源内訳)	
				地方債	
3 中学校費	726,750	15,000	741,750	7,000	8,000
3 学校建設費	313,633	15,000	328,633	7,000	8,000
				(特定財源内訳)	
				地方債	
5 社会教育費	5,167,761	44,220	5,211,981	41,900	2,320
12 史跡等整備費	833,299	44,220	877,519	41,900	2,320
				(特定財源内訳)	
				市町村	
				地方債	
6 保健体育費	2,462,376	7,613	2,469,989	6,900	△5,790
3 学校給食センター費	1,186,814	7,613	1,194,427	13,403	△5,790
				(特定財源内訳)	
				県支出金	
				13,403	
歳 出 合 計	60,728,005	263,229	60,991,234	84,103	179,126

区 分	金 額	説 明
2 給料	700	事務局管理費 2,700
3 職員手当等	2,000	700 一般職給 600 一般職別手当 500 勤勉手当 400 時間外勤務手当 50 通勤手当 450 住居手当
12 委託料	1,000	建設工事関連委託料 1,000 小学校建設費 (単独事業) 7,000
14 工事請負費	6,000	6,000 工事費 飯野小学校特別支援学級整備事業費 7,000
12 委託料	15,000	建設工事関連委託料 15,000 中学校建設費 (公共事業) 7,000 縁歌中学校屋内運動場等改築事業費 7,000 中学校建設費 (単独事業) 8,000 西中学校校舎校舎整備事業費 8,000
12 委託料	16,220	丸亀城天守等活用環境整備業務委託料 12,000 丸亀城天守他家具等購入業務委託料 4,220 28,000 工事費
14 工事請負費	28,000	工事費 28,000 城泊事業準備事業費 44,220
10 需用費	7,613	7,613 附材料費 7,613 学校給食費会計事業費 7,613

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	880 (13)	0	3,347,979	2,010,241	5,358,220	1,116,655	6,474,875
補 正 前	882 (13)	0	3,336,579	1,975,241	5,311,820	1,114,605	6,426,425
比 較	△ 2 (0)	0	11,400	35,000	46,400	2,050	48,450

※ () 内は短時間勤務職員の職員数(外書き)

職員手当	区 分	扶養手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当
	補正後	88,630	92,631	728,355	590,936	279,424
	補正前	88,630	92,631	721,255	584,436	268,424
	比 較	0	0	7,100	6,500	11,000
の 内 訳	区 分	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	地域手当	退職手当
	補正後	57,632	43,949	59,965	1,009	67,000
	補正前	56,982	35,749	58,515	1,009	67,000
	比 較	650	8,200	1,450	0	0
	区 分	単身赴任手当	管理職特別勤務手当			
	補正後	0	710			
	補正前	0	610			
	比 較	0	100			

議案第 90 号

令和 5 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度丸亀市モーターボート競走事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 5 年度丸亀市モーターボート競走事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項	期間	限度額
S G 競走全国販売促進キャンペーン業務委託料	令和 6 年度	22,000 千円
S G 競走丸亀・大村コラボ全国キャンペーン業務委託料	令和 6 年度	50,000 千円
全国販売促進キャンペーン業務委託料	令和 6 年度	156,000 千円
イベント開催等業務委託料	令和 6 年度	127,100 千円
テレビスポットCM放送業務委託料	令和 6 年度	42,500 千円

令和 5 年 11 月 30 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

令和5年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算債務負担行為に関する調書

(追加)

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	内部留保 資 金
SG競走全国販売促進キャンペーン業務委託料	22,000	—	—	令和6年度	22,000	—	22,000
SG競走丸亀・大村コラボ全国キャンペーン業務委託料	50,000	—	—	令和6年度	50,000	—	50,000
全国販売促進キャンペーン業務委託料	156,000	—	—	令和6年度	156,000	—	156,000
イベント開催等業務委託料	127,100	—	—	令和6年度	127,100	—	127,100
テレビスポットCM放送業務委託料	42,500	—	—	令和6年度	42,500	—	42,500

議案第 91 号

丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正について
丸亀市職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第 2 条 この条例において「給与」とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)をいう。 (期末手当) 第 22 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合において <u>は 100 分の 120、12 月に支給する場合には 100 分の 125 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u> (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 67.5</u>」と、「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当)	(給与の種類) 第 2 条 この条例において「給与」とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)をいう。 (期末手当) 第 22 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 120 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」とする。 4～6 略 (勤勉手当)

改正後	改正前
第25条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50を乗じて得た額の総額 3～5 略 (災害派遣手当等) 第25条の2 略 2～4 略 5 国、他の地方公共団体等から派遣された新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規定する職員で、住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在することを要するものには、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給する。 6 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の額及び支給については、第2項及び第3項の規定の例による。	第25条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額 3～5 略 (災害派遣手当等) 第25条の2 略 2～4 略 5 国、他の地方公共団体等から派遣された新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する職員で、住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在することを要するものには、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。 6 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額及び支給については、第2項及び第3項の規定の例による。

改正後																	改正前																
別表第1(第4条関係)																	別表第1(第4条関係)																
給料表 (単位 円)																	給料表 (単位 円)																
職員の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																
給額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																
再任用職員以外	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	再任用職員以外	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100														
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500															
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000															
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400															
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300															
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600															
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700															
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900															
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900															
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000															
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100															
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200															
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900															
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700															
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700															
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700															
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600															

改正前												
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400				
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200				
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900				
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700				
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200				
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600				
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100				
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500				
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800				
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100				
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300				
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300				
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000				
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800				
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500				
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200				
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000				
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700				
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300				
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,400	465,700				
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400				
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000				
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600				
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100				
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600				
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000				

改正後												
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800				
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600				
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300				
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100				
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600				
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000				
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500				
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900				
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200				
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500				
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700				
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700				
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400				
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200				
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900				
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600				
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400				
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100				
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700				
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200				
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800				
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400				
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000				
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500				
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000				
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400				

改正前												
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300				
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600				
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	469, 100				
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	469, 500				
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	469, 800				
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	470, 100				
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	470, 600				
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	471, 000				
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	471, 300				
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	471, 600				
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600	472, 100				
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000	472, 500				
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300	472, 800				
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600	473, 100				
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000	473, 600				
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	474, 000				
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600	474, 300				
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	474, 600				
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	445, 300	475, 100				
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	445, 600	475, 500				
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	445, 900	475, 800				
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	446, 200	476, 100				
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	446, 600	476, 600				
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	446, 900	477, 000				
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	447, 200	477, 300				
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	447, 500	477, 600				
改正後												
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700				
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000				
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300	470, 500				
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700	470, 900				
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400	471, 200				
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900	471, 500				
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300	472, 000				
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700	472, 400				
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100	472, 700				
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500	473, 000				
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900	473, 500				
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300	473, 900				
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600	474, 200				
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900	474, 500				
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300	475, 000				
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600	475, 400				
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900	475, 700				
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200	476, 000				
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	446, 600	476, 500				
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	446, 900	476, 900				
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	447, 200	477, 200				
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	447, 500	477, 500				
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	447, 900	478, 000				
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	448, 200	478, 400				
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100	448, 500	478, 700				
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	448, 800	479, 000				

改正前												
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	447, 900	478, 100				
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	448, 200	478, 500				
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	448, 500	478, 800				
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	448, 800	479, 100				
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	449, 200	479, 600				
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	449, 500	480, 000				
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	449, 800	480, 300				
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	450, 100	480, 600				
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	450, 500					
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	450, 800					
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	451, 100					
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	451, 400					
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	451, 800					
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	452, 100					
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	452, 400					
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	452, 700					
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	410, 500	453, 100					
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	410, 800	453, 400					
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	411, 000	453, 700					
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	411, 200	454, 000					
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	411, 500	454, 400					
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	411, 800	454, 700					
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	412, 000	455, 000					
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	412, 200	455, 300					
94		294, 900	342, 600	381, 500	393, 300	412, 500	455, 700					
95		295, 200	343, 100	381, 900	393, 600	412, 800	456, 000					

改正後												
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600	449, 200	479, 500				
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900	449, 500	479, 900				
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	449, 800	480, 200				
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	450, 100	480, 500				
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600	450, 500	481, 000				
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	450, 800	481, 400				
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	451, 100	481, 700				
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	451, 400	482, 000				
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	451, 800					
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	452, 100					
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	452, 400					
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300	452, 700					
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600	453, 100					
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900	453, 400					
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100	453, 700					
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300	454, 000					
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300	411, 600	454, 400					
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600	411, 900	454, 700					
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800	412, 100	455, 000					
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000	412, 300	455, 300					
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300	412, 600	455, 700					
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600	412, 900	456, 000					
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800	413, 100	456, 300					
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000	413, 300	456, 600					
94		295, 900	343, 600	382, 500	394, 300	413, 600	457, 000					
95		296, 200	344, 100	382, 900	394, 600	413, 900	457, 300					

改正後												改正前											
96	296, 600	344, 500	383, 300	394, 800	414, 100	457, 600						96	295, 600	343, 500	382, 300	393, 800	413, 000	456, 300					
97	296, 800	344, 700	383, 600	395, 000	414, 300	457, 900						97	295, 800	343, 700	382, 600	394, 000	413, 200	456, 600					
98	297, 100	345, 100	384, 100	395, 300	414, 600	458, 300						98	296, 100	344, 100	383, 100	394, 300	413, 500	457, 000					
99	297, 500	345, 500	384, 500	395, 600	414, 900	458, 600						99	296, 500	344, 500	383, 500	394, 600	413, 800	457, 300					
100	297, 900	345, 800	384, 900	395, 800	415, 100	458, 900						100	296, 900	344, 800	383, 900	394, 800	414, 000	457, 600					
101	298, 100	346, 100	385, 200	396, 000	415, 300	459, 200						101	297, 100	345, 100	384, 200	395, 000	414, 200	457, 900					
102	298, 400	346, 500	385, 700	396, 300	415, 600	459, 600						102	297, 400	345, 500	384, 700	395, 300	414, 500	458, 300					
103	298, 800	346, 900	386, 100	396, 600	415, 900	459, 900						103	297, 800	345, 900	385, 100	395, 600	414, 800	458, 600					
104	299, 100	347, 300	386, 500	396, 800	416, 100	460, 200						104	298, 100	346, 300	385, 500	395, 800	415, 000	458, 900					
105	299, 300	347, 800	386, 800	397, 000	416, 300	460, 500						105	298, 300	346, 800	385, 800	396, 000	415, 200	459, 200					
106	299, 600	348, 200	387, 300	397, 300	416, 600							106	298, 600	347, 200	386, 300	396, 300	415, 500						
107	300, 000	348, 600	387, 700	397, 600	416, 900							107	299, 000	347, 600	386, 700	396, 600	415, 800						
108	300, 300	349, 000	388, 100	397, 800	417, 100							108	299, 300	348, 000	387, 100	396, 800	416, 000						
109	300, 500	349, 500	388, 400	398, 000	417, 300							109	299, 500	348, 500	387, 400	397, 000	416, 200						
110	300, 900	349, 900	388, 900	398, 300	417, 600							110	299, 900	348, 900	387, 900	397, 300	416, 500						
111	301, 300	350, 200	389, 300	398, 600	417, 900							111	300, 300	349, 200	388, 300	397, 600	416, 800						
112	301, 600	350, 500	389, 700	398, 800	418, 100							112	300, 600	349, 500	388, 700	397, 800	417, 000						
113	301, 800	351, 000	390, 000	399, 000	418, 300							113	300, 800	350, 000	389, 000	398, 000	417, 200						
114	302, 000		390, 500	399, 300								114	301, 000		389, 500	398, 300							
115	302, 300		390, 900	399, 600								115	301, 300		389, 900	398, 600							
116	302, 700		391, 300	399, 800								116	301, 700		390, 300	398, 800							
117	302, 900		391, 600	400, 000								117	301, 900		390, 600	399, 000							
118	303, 100		392, 100	400, 300								118	302, 100		391, 100	399, 300							
119	303, 400		392, 500	400, 600								119	302, 400			399, 600							
120	303, 700		392, 900	400, 800								120	302, 700			399, 800							
121	304, 100		393, 200									121	303, 100										

改正後										改正前									
122		304,300		393,700						122		303,300							
123		304,600		394,100						123		303,600							
124		304,900		394,500						124		303,900							
125		305,200		394,800						125		304,200							
126				395,300															
127				395,700															
128				396,100															
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員										定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員									
	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	188,700	216,200	200,256	200,275	600,290	700,316	200,358	000,391	200	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900		

第2条 丸亀市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(期末手当) 第22条 略		(期末手当) 第22条 略	
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の各号に掲げる額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職		2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合において100分の120、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職	

改正後	改正前
とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 68.75</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第 25 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100 分の 102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>100 分の 48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 67.5</u>」と、「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第 25 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 100</u>、<u>12 月に支給する場合においては 100 分の 105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 47.5</u>、<u>12 月に支給する場合においては 100 分の 50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の丸亀市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定(第2条及び第25条の2を除く。)は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の丸亀市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 92 号

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 17 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第 6 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号の職員をいう。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。))には、次の給料表を適用する。		第 6 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号の職員をいう。))である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。))には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	380,000 円	1	376,000 円
2	427,000 円	2	422,000 円
3	477,000 円	3	472,000 円
4	539,000 円	4	533,000 円
5	615,000 円	5	608,000 円
6	718,000 円	6	710,000 円
7	839,000 円	7	830,000 円
2～5 略		2～5 略	
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)	
第 7 条 略		第 7 条 略	
2 特定任期付職員に対する給与条例第 22 条第 2 項及び第 26 条第 1 項の規定の適用については、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 1		2 特定任期付職員に対する給与条例第 22 条第 2 項及び第 26 条第 1 項の規定の適用については、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 1	

改正後	改正前
20」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」と、給与条例第26条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	20」とあるのは「100分の165」と、給与条例第26条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。
第2条 丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第7条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第22条第2項及び第26条第1項の規定の適用については、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、給与条例第26条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	(給与条例の適用除外等) 第7条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第22条第2項及び第26条第1項の規定の適用については、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」と、給与条例第26条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 93 号

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(期末手当)	第 4 条 市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第 22 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 175」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。	(期末手当) 第 4 条 市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第 22 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 165」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。

第 2 条 丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(期末手当)	第 4 条 市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第 22 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。	(期末手当) 第 4 条 市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第 22 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 175」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 94 号

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成 26 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(期末手当)	第 4 条 管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 175」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。	(期末手当) 第 4 条 管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 165」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。
第 2 条 丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。		改正前
(期末手当)	第 4 条 管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。	(期末手当) 第 4 条 管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 175」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 95 号

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 1 章 総則 (会計年度任用職員の給与) 第 3 条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。 2・3 略 第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与 (期末手当) 第 14 条 期末手当は、9 月 30 日及び 3 月 31 日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する、任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の翌月の規則で定める日に支給する。基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 122.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	第 1 章 総則 (会計年度任用職員の給与) 第 3 条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。 2・3 略 第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与 (期末手当) 第 14 条 期末手当は、9 月 30 日及び 3 月 31 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する、任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の翌月の規則で定める日に支給する。基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 130 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

改正後	改正前
3～5 略 (勤勉手当) 第14条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の翌月の規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 4 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定によるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。 第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与 (期末手当) 第22条 期末手当は、9月30日及び3月31日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条において同じ。)に対して、それぞれ基準日の属する月の翌月の規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た	3～5 略 第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与 (期末手当) 第22条 期末手当は、9月30日及び3月31日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)に対して、それぞれ基準日の属する月の翌月の規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額

改正後	改正前
額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略 (勤勉手当) 第22条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員に対して、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、それぞれ基準日の属する月の翌月の規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額とする。 4 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定によるパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。	に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略

別表(第4条関係)

給料表

号給	給料月額
1	162,100

別表(第4条関係)

給料表

号給	給料月額
1	150,100

改正後			改正前		
2	163,200		2	151,200	
3	164,400		3	152,400	
4	165,500		4	153,500	
5	166,600		5	154,600	
6	167,700		6	155,700	
7	168,800		7	156,800	
8	169,900		8	157,900	
9	170,900		9	158,900	
10	172,300		10	160,300	
11	173,600		11	161,600	
12	174,900		12	162,900	
13	176,100		13	164,100	
14	177,600		14	165,600	
15	179,100		15	167,100	
16	180,700		16	168,700	
17	181,800		17	169,800	
18	183,200		18	171,200	
19	184,600		19	172,600	
20	186,000		20	174,000	
21	187,300		21	175,300	
22	189,600		22	177,800	
23	191,800		23	180,300	
24	194,000		24	182,800	
25	196,200		25	185,200	
26	197,900		26	186,900	
27	199,400		27	188,500	
28	200,900		28	190,200	
29	202,400		29	191,700	
30	203,800		30	193,400	

改正後			改正前		
31	205,200		31	195,200	
32	206,600		32	196,900	
33	208,000		33	198,500	
34	209,300		34	199,900	
35	210,600		35	201,400	
36	211,900		36	202,900	
37	213,200		37	204,200	
38	214,400		38	205,500	
39	215,600		39	206,700	
40	216,700		40	208,000	
41	217,800		41	209,300	
42	218,900		42	210,600	
43	219,900		43	211,900	
44	220,900		44	213,200	
45	221,800		45	214,300	
46	222,700		46	215,600	
47	223,600		47	216,900	
48	224,500		48	218,200	
49	225,400		49	219,200	
50	226,300		50	220,300	
51	227,200		51	221,300	
52	228,100		52	222,300	
53	228,900		53	223,300	
54	229,800		54	224,200	
55	230,700		55	225,100	
56	231,500		56	226,000	
57	231,800		57	226,300	
58	232,600		58	227,100	
59	233,300		59	227,800	

改正後			改正前		
60	233,900		60	228,500	
61	234,500		61	229,200	
62	235,200		62	230,000	
63	235,800		63	230,700	
64	236,300		64	231,300	
65	236,800		65	231,900	
66	237,300		66	232,500	
67	237,800		67	233,100	
68	238,400		68	233,800	
69	238,900		69	234,500	
70	239,400		70	235,100	
71	239,900		71	235,600	
72	240,400		72	236,300	
73	240,900		73	237,000	
74	241,400		74	237,600	
75	241,800		75	238,200	
76	242,300		76	238,700	
77	242,800		77	239,300	
78	243,300		78	240,000	
79	243,800		79	240,700	
80	244,300		80	241,200	
81	244,700		81	241,700	
82	245,200		82	242,300	
83	245,600		83	242,900	
84	246,000		84	243,400	
85	246,400		85	243,900	
86	246,800		86	244,500	
87	247,200		87	245,100	
88	247,600		88	245,600	

改正後			改正前		
89	248,000		89	246,100	
90	248,500		90	246,600	
91	248,800		91	246,900	
92	249,100		92	247,300	
93	249,400		93	247,600	
94	249,900		94	248,100	
95	250,200		95	248,400	
96	250,500		96	248,800	
97	250,800		97	249,100	
98	251,300		98	249,600	
99	251,600		99	249,900	
100	251,900		100	250,300	
101	252,200		101	250,600	
102	252,700		102	251,100	
103	253,000		103	251,400	
104	253,300		104	251,800	
105	253,600		105	252,100	
106	254,100		106	252,600	
107	254,400		107	252,900	
108	254,700		108	253,300	
109	255,000		109	253,600	
110	255,500		110	254,100	
111	255,800		111	254,400	
112	256,100		112	254,800	
113	256,400		113	255,100	
114	256,900		114	255,600	
115	257,200		115	255,900	
116	257,500		116	256,300	
117	257,800		117	256,600	

改正後		改正前	
118	258,300	118	257,100
119	258,600	119	257,400
120	258,900	120	257,800
121	259,200	121	258,100
122	259,700	122	258,600
123	260,000	123	258,900
124	260,300	124	259,300
125	260,600	125	259,600
126	261,100	126	260,100
127	261,400	127	260,400
128	261,700	128	260,800
129	262,000	129	261,100
130	262,500	130	261,600
131	262,800	131	261,900
132	263,100	132	262,300
133	263,400	133	262,600
134	263,900	134	263,100
135	264,200	135	263,400
136	264,500	136	263,800
137	264,800	137	264,100
138	265,300	138	264,600
139	265,600	139	264,900
140	265,900	140	265,300
141	266,200	141	265,600

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定については、公布の日から施行する。

- 2 別表の改正規定による改正後の丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、当該改正の施行の日の属する月の前月の末日以前に退職(任期満了に伴い退職した後、引き続き任命権者を同じくする職に採用された場合を除く。)した者の当該退職前の任期に係る給与については、なお従前の例による。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例の規定による改正前の丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 96 号

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(期末手当) 第 6 条 略		(期末手当) 第 6 条 略
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、 <u>100 分の 175</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略		2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、 <u>100 分の 165</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

第 2 条 丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(期末手当) 第 6 条 略		(期末手当) 第 6 条 略
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、 <u>100 分の 170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。		2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、 <u>100 分の 175</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。

改正後		改正前	
(1)～(4) 略		(1)～(4) 略	

附 則

(施行期日等)

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 97 号

丸亀市行政組織条例及び丸亀市附属機関設置条例の一部改正について
丸亀市行政組織条例及び丸亀市附属機関設置条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市行政組織条例及び丸亀市附属機関設置条例の一部を改正する条例
(丸亀市行政組織条例の一部改正)

第 1 条 丸亀市行政組織条例(平成 17 年条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公室及び部の設置) 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の公室及び部を置く。 市長公室 総務部 協働推進部 健康福祉部 都市整備部 <u>産業生活部</u> 2 略 (事務分掌) 第 2 条 公室及び部の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 市長公室 (1) 秘書及び交際に関すること。 (2) 都市提携に関すること。	(公室及び部の設置) 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の公室及び部を置く。 市長公室 総務部 健康福祉部 <u>市民生活部</u> 都市整備部 <u>産業文化部</u> 2 略 (事務分掌) 第 2 条 公室及び部の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 市長公室 (1) 秘書及び交際に関すること。 (2) <u>国際交流に関すること。</u>

改正後	改正前
(3) 広聴及び広報に関すること。 (4) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (5) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (6) 行政施策の総合計画、調整及び促進に関すること。 (7) 定住自立圏構想及び広域行政に関すること。 (8) 行政組織及び管理改善に関すること。 (9) 行政改革の推進に関すること。 (10) 情報化の推進に関すること。 (11) 危機管理に関すること。 (12) 市長の特命に関すること。 総務部 (1) 公文書に関すること。 (2) 議会及び法規に関すること。 (3) 統計に関すること。 (4) 契約及び工事検査に関すること。 (5) 公有財産の総括管理に関すること。 (6) 財政に関すること。 (7) 市税、国民健康保険税及び介護保険料の賦課徴収並びに後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。 (8) 人権の教育、啓発及び人権対策に関すること。 (9) 男女共同参画の推進に関すること。 (10) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。	(3) 広聴及び広報に関すること。 (4) 市民相談に関すること。 (5) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (6) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (7) 行政施策の総合計画、調整及び促進に関すること。 (8) 定住自立圏構想及び広域行政に関すること。 (9) 行政組織及び管理改善に関すること。 (10) 行政改革の推進に関すること。 (11) 情報化の推進に関すること。 (12) 危機管理に関すること。 (13) 交通安全及び防犯に関すること。 (14) 市長の特命に関すること。 総務部 (1) 公文書に関すること。 (2) 議会及び法規に関すること。 (3) 統計に関すること。 (4) 公有財産の総括管理に関すること。 (5) 契約及び工事検査に関すること。 (6) 財政に関すること。 (7) 市税、国民健康保険税及び介護保険料の賦課徴収並びに後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。 (8) 人権の教育、啓発及び人権対策に関すること。 (9) 男女共同参画の推進に関すること。

改正後	改正前
<u>(11) 住居表示に関すること。</u> <u>(12) 国民年金に関すること。</u> <u>(13) 斎場に関すること。</u> <u>(14) 市民総合センター業務に関すること。</u> <u>(15) 他の所管に属さない事務に関すること。</u> <u>協働推進部</u> <u>(1) 協働及び市民参画に関すること。</u> <u>(2) コミュニティに関すること。</u> <u>(3) 離島振興に関すること。</u> <u>(4) 市民センター業務に関すること。</u> <u>(5) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)</u> <u>(6) 図書館業務に関すること。</u> <u>(7) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</u> 健康福祉部 (1) ～ (6) 略	<u>(10) 市民総合センター業務に関すること。</u> <u>(11) 他の所管に属さない事務に関すること。</u> 健康福祉部 (1) ～ (6) 略 <u>市民生活部</u> <u>(1) コミュニティに関すること。</u> <u>(2) 環境衛生に関すること。</u> <u>(3) 環境保全及び公害防止に関すること。</u> <u>(4) 離島振興に関すること。</u> <u>(5) 市民センター業務に関すること。</u> <u>(6) 市民活動に関すること。</u> <u>(7) 図書館業務に関すること。</u>

改正後	改正前
(1) 商工業に関すること。 (2) 勤労者福祉及び労政に関すること。 (3) 観光に関すること。 (4) 都市交流に関すること。 (5) 農林水産業に関すること。 (6) 土地改良に関すること。 (7) 地籍調査に関すること。 (8) 市民相談に関すること。 (9) 交通安全及び防犯に関すること。 (10) 環境衛生に関すること。 (11) 環境保全及び公害防止に関すること。 (12) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 都市整備部 (1)～(10) 略 産業生活部	(8) <u>スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</u>。 (9) <u>戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。</u> (10) <u>住居表示に関すること。</u> (11) <u>国民年金に関すること。</u> (12) <u>斎場に関すること。</u> (13) <u>廃棄物の処理及び清掃に関すること。</u> 都市整備部 (1)～(10) 略 産業文化部 (1) 商工業に関すること。 (2) 勤労者福祉及び労政に関すること。 (3) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。) (4) 観光に関すること。 (5) 農林水産業に関すること。 (6) 土地改良に関すること。 (7) 地籍調査に関すること。

(丸亀市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 丸亀市附属機関設置条例(平成17年条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表(第1条関係)										別表(第1条関係)									
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	構成員	会議の開催	会議の決定	庶務担当		附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	構成員	会議の開催	会議の決定	庶務担当	
市長	丸亀市情報公開・個人情報保護委員会	略	略	略	略	略	略	略		市長	丸亀市情報公開・個人情報保護委員会	略	略	略	略	略	略	略	
											丸亀市自治推進委員会	自治の推進に関する事項についての審議、提言及び回答に関する事務	15人以内	2年	(1) 学識経験者 (2) 公共的団体の構成員 (3) 公募により選任した者	半数以上	過半数	市長公室	
											丸亀市未来を築く地域戦略会議	略	略	略	略	略	略	略	
略										略									

改正後										改正前					
丸亀市人権政策推進審議会	略	略	略	略	略	略	略	略	略	丸亀市人権政策推進審議会	略	略	略	略	略
丸亀市住居表示審議会	住居表示の実施に伴う町界の整理等について調査、審議及び答申に関する事務	15人以内	諮問に係る答申まで	(1) 学識経験者 (2) 関係行政機関の職員	半数以上	過半数	総務部	略	略	略	略	略	略	略	略
丸亀市自治推進委員会	自治の推進に関する事項についての審議、提言及び答申に関する事務	15人以内	2年	(1) 学識経験者 (2) 公共的団体等の構成員 (3) 公募により選任した者	半数以上	過半数	協働推進部	略	略	略	略	略	略	略	略
丸亀市子ども読書活動推進協議会	子どもの読書活動の推進に係る計画の策定及び評価並びに家庭・地域・学校等の連携、協力な子ども読書	10人以内	2年	(1) 学識経験者 (2) PTA (3) 読書団体関係者 (4) 学校関係者、	半数以上	過半数	協働推進部	略	略	略	略	略	略	略	略

改正後										改正前									
	活動推進に関する事務	丸亀市スポーツ推進審議会	スポーツ推進施策について の調査、審議、建議及び 答申に関する事務	10人以内	2年	幼稚園関係者、保育所関係者及びこども園関係者 (5) 公募により選任した者	半数以上	過半数	協働推進部										
	略	丸亀市福祉推進委員会	略	略	略	略	略	略	丸亀市福祉推進委員会	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略										略									
	略	丸亀市子ども・子育て会議	略	略	略	略	略	略	丸亀市子ども・子育て会議	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
		丸亀市住居表示審議会	住居表示の実施に伴う町界町名の整理等についての調査、審議及び	15人以内	諮問に係る	(1) 学識経験者 (2) 関係行政機関の職員	半数以上	過半数	市民生活部										

改正後		改正前	
		丸亀市スポーツ推進審議会 スポーツ推進 施策について の調査、審 議、建議及び 答申に関する 事務 10人以内 2年 (1) 学識 経験者 (2) 関係 行政機関 の職員 (3) 公募 により選 任した者 半数以上 過半数 市民生活部	
		丸亀市環境審議会 環境保全の基 本的事項につ いての調査、 審議及び答申 に関する事務 15人以内 2年 (1) 学識 経験者 (2) 公共 的団体等 の構成員 (3) 関係 行政機関 の職員 (4) 公募 により選 任した者 半数以上 過半数 市民生活部	
		丸亀市子ども読書活動推進協議会 子どもの読書 活動の推進に 関する施策に 係る計画の策 定及び評価並 びに家庭・地 10人以内 2年 (1) 学識 経験者 (2) PTA 関係者 (3) 読書 団体関係 半数以上 過半数 市民生活部	

改正後										改正前																			
																				略									
丸亀市地 域公共交 通活性化 協議会										略										略									
略										略										略									
丸亀市地 域公共交 通活性化 協議会										略										略									
略										略										略									
丸亀市総 合農政推 進協議会										略										略									
丸亀市換 地評価委 員会										略										略									
(仮称)う ちわの常										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									
略										略										略									

改正後										改正前									
設展示 館・物産 館建設及 び市民ひ ろば整備 検討委員 会	環境保全の基 本的事項につ いての調査、 審議及び答申 に関する事務	15人以内	2年	(1) 学識 経験者 (2) 公共 的団体等 の構成員 (3) 関係 行政機関 の職員 (4) 公募 により選 任した者	半数 以上	過半 数	産業生活部	生活部	略	教育委 員会	設展示 館・物産 館建設及 び市民ひ ろば整備 検討委員 会	略	略	略	略	略	略	略	略
教育委 員会	丸亀市立 小中学校 学区制調 査委員会 略	略	略	略	略	略	略	略	略	教育委 員会	丸亀市立 小中学校 学区制調 査委員会 略	略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 98 号

丸亀市市税条例の一部改正について
丸亀市市税条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市市税条例の一部を改正する条例
丸亀市市税条例(平成 17 年条例第 77 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 略 2～5 略 6 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する条例で定める割合は 3 分 の 1 とする。	附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 略 2～5 略	

附 則
この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 100 号

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
第 2 章 家庭的保育事業 (保育の内容)	第 26 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	第 2 章 家庭的保育事業 (保育の内容)
		第 26 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 101 号

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第 2 節 運営に関する基準 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第 7 条 略 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども数の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども数の総数を超える利用定員の総数を超える場合には、当該特定教育・保育施設において抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法(第 4 項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども数の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども数の区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第 20 条第 4	第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第 2 節 運営に関する基準 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第 7 条 略 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども数の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、当該特定教育・保育施設の法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども数の区分に係る利用定員の総数を超える場合には、当該特定教育・保育施設において抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法(第 4 項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども数の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、当該特定教育・保育施設の法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども数の区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法

改正後	改正前
項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4・5 略 (受給資格等の確認) 第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どももの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どももの区分、教育・保育必要量等を確認するものとする。 (特定教育・保育の取扱方針) 第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どももの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 略 (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3) 略 (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針 2 略	第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4・5 略 (受給資格等の確認) 第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どももの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どももの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。 (特定教育・保育の取扱方針) 第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どももの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 略 (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3) 略 (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針 2 略

改正後	改正前
(苦情解決) 第31条 略 2・3 略 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、<u>法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u> 5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、<u>前項の改善の内容を市に報告しなければならない。</u> 第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準) 第36条 略 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前	(苦情解決) 第31条 略 2・3 略 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、<u>法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、その改善の内容を市に報告しなければならない。</u> 第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準) 第36条 略 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前

改正後	改正前
節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。 (特別利用教育の基準) 第37条 略 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費	節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。 (特別利用教育の基準) 第37条 略 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費

改正後	改正前
には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「<u>特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)</u>」と、「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第14条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)</u>」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)</u>」とする。	には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、第14条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)</u>」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)</u>」とする。
第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第2節 運営に関する基準 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第40条 略 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定	第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第2節 運営に関する基準 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第40条 略 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

改正後	改正前
員の総数を超える場合には、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3・4 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第 43 条 略 2・3 略 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないことができる。 (1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項(同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 略 5 前項(第 2 号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 6～9 略 (特定地域型保育の取扱方針) 第 45 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に	に係る利用定員の総数を超える場合には、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3・4 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第 43 条 略 2・3 略 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないことができる。 (1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 略 5 前項(第 2 号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 6～9 略 (特定地域型保育の取扱方針) 第 45 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に

改正後	改正前
関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準) 第52条 略 2 略 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、<u>特定地域型保育</u>には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には<u>特例地域型保育給付費</u>(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条まで及び第34条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第3項に掲げる小学校就学前子ども(特定満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。))とあるのは「<u>同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)</u>」と、「<u>法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、</u>」とあるのは「<u>抽</u>	関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準) 第52条 略 2 略 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には<u>特例地域型保育給付費</u>(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども(特定満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。))とあるのは「<u>法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)</u>」と、「<u>法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、</u>」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者</u>

改正後	改正前
選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項より算定した費用の額」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 (特定利用地域型保育の基準) 第53条 略 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員数を超えないものとする。 3 略	の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第14条第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 (特定利用地域型保育の基準) 第53条 略 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員数を超えないものとする。 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 102 号

丸亀市公園条例の一部改正について
丸亀市公園条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 丸亀市公園条例(平成 17 年条例第 166 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第 2(第 7 条関係) 有料公園施設の名称、休場日及び供用時間					別表第 2(第 7 条関係) 有料公園施設の名称、休場日及び供用時間				
公園の 名称	有料公 園施設 の名称	休場日	供用時間	備考	公園の 名称	有料公 園施設 の名称	休場日	供用時間	備考
丸亀市 総合運 動公園	略	月曜日。ただし、その日が国民 の祝日に関する法律(昭和 23 年 法律第 178 号)に規定する休日 に当たるときはその翌日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日ま での日	略		丸亀市 総合運 動公園	略	月曜日。ただし、その日が国民 の祝日に関する法律(昭和 23 年 法律第 178 号)に規定する休日 に当たるときはその翌日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日ま での日	略	
	テニス コート		略			テニス コート		略	
	多目的 広場		午前 8 時 30 分から午後 9 時まで			多目的 広場		午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	
	屋根付 き広場		略			屋根付 き広場		略	
略					略				
別表第 4(第 10 条関係) 有料公園施設使用料(丸亀市総合運動公園丸亀市民球場を除く。)					別表第 4(第 10 条関係) 有料公園施設使用料(丸亀市総合運動公園丸亀市民球場を除く。)				

改正後							改正前						
公園 の 名 称	有料 公園 施設 の 名 称	区分	午前	午後	全日	夜間	公園 の 名 称	有料 公園 施設 の 名 称	区分	午前	午後	全日	夜間
丸亀 市 総 合 運 動 公 園	略	略	略	略	略	略	丸亀 市 総 合 運 動 公 園	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
(表は省略)							(表は省略)						

改正後	改正前
丸亀市総合運動公園	丸亀市総合運動公園
テニスコート	テニスコート
多目的広場	多目的広場
全面使用	全面使用
入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収しない場合
2,200円	2,200円
2,500円	2,500円
4,700円	4,700円
2,500円	2,500円
19,400円	19,400円
33,200円	33,200円
全面使用の場合に定める使用料の額の50%の額	全面使用の場合に定める使用料の額の50%の額
2分の1を使用する場合	2分の1を使用する場合
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略

第2条 丸亀市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第 2(第 7 条関係)

有料公園施設の名称、休場日及び供用時間

公園の名称	有料公園施設の名称	休場日	供用時間	備考
丸亀市総合運動公園	略	月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日	略	
	第 1 多目的広場	に当たるときはその翌日	略	
	第 2 多目的広場	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで	
	屋根付き広場		略	
略				

別表第 4(第 10 条関係)

有料公園施設使用料(丸亀市総合運動公園丸亀市民球場を除く。)

公園の名称	有料公園施設の名称	区分	午前	午後	全日	夜間
丸亀市総合運動公園	丸亀市総合運動公園	区分	午前 8 時 30 分～午前 12 時	午後 1 時～午後 5 時	午前 8 時 30 分～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時
						ただし、綾歌森林公園多目的研修棟は午

改正後					改正前				
丸亀市総合運動公園	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	第1多目的広場	略	略	略	略	略	略	略	略
	第2多目的広場	全面使用	入場料等を徴収しない場合	2,200円	2,500円	4,700円	2,500円	略	略
			入場料等を徴収する場合又は営利目的の場合	13,800円	19,400円	33,200円	略	略	略
		部分使用	2分の1を使用する場合	全面使用の場合に定める使用料の額の50%の額					
略	屋根付き広場	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	(表は省略)							

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年2月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

丸亀市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

丸亀市空家等対策の推進に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和5年11月30日提出

丸亀市長 松永 恭二

丸亀市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市空家等対策の推進に関する条例(平成27年条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

議103-1

改正後	改正前
	めに放置することが不適切である状態にあると認められる空家等という。 (立入調査等) 第9条 市長は、市内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。 2 市長は、第11条から第13条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。 3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (空家等の所有者等に関する情報の利用等) 第10条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

改正後	改正前
	(助言又は指導) 第11条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に <u>関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図</u> <u>るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険と</u> <u>なるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状</u> <u>態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条におい</u> <u>て同じ。)</u>をとるよう助言又は指導をすることができる。 (勧告) 第12条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合におい <u>て、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当</u> <u>該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除</u> <u>却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために</u> <u>必要な措置をとることを勧告することができる。</u> (命令) 第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由が <u>なくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要</u> <u>があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、</u> <u>その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</u> 2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじ <u>め、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置</u> <u>及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書</u> <u>を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書</u> <u>及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。</u> 3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日 <u>以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取</u> <u>を行うことを請求することができる。</u> 4 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合において <u>は、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求め</u> <u>て、公開による意見の聴取を行わなければならない。</u>

改正後	改正前
	5 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。 6 第4項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。 7 市長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。 8 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。 (公表) 第14条 市長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、当該所有者等に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。 (代執行) 第15条 市長は、第13条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれを行わせしめ、その費用を義務者から徴収することができる。 2 第13条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなく第11条の助言若しくは指導又は第12

改正後	改正前
(緊急安全措置) 第 9 条 略 (警察その他の関係機関との連携) 第 10 条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に、助言若しくは指導、勧告又は命令の内容等を提供し、必要な協力を求めるものとする。 (委任) 第 11 条 略	条の勧告が行われるべき者を確知することができないため第 13 条に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければなら ない。 (緊急安全措置) 第 16 条 略 (警察その他の関係機関との連携) 第 17 条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に、助言若しくは指導、勧告又は命令の内容を提供し、必要な協力を求めるものとする。 (委任) 第 18 条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 104 号

丸亀市火災予防条例の一部改正について

丸亀市火災予防条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市火災予防条例の一部を改正する条例

丸亀市火災予防条例(平成 17 年条例第 177 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後		改正前
第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおおそのある設備の位置、構造及び管理の基準 (変電設備) 第 11 条 屋内に設ける変電設備(全出力 20 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) 略 (3)の 2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 (3)の 3～(10) 略 2・3 略 (急速充電設備) 第 11 条の 2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力 20 キロワット以下のものを除く。))を用い、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を	第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおおそのある設備の位置、構造及び管理の基準 (変電設備) 第 11 条 屋内に設ける変電設備(全出力 20 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) 略 (3)の 2 <u>キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u> (3)の 3～(10) 略 2・3 略 (急速充電設備) 第 11 条の 2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力 20 キロワット以下のものを除く。))を用い、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を	第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおおそのある設備の位置、構造及び管理の基準 (変電設備) 第 11 条 屋内に設ける変電設備(全出力 20 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) 略 (3)の 2 <u>キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u> (3)の 3～(10) 略 2・3 略 (急速充電設備) 第 11 条の 2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力 20 キロワット以下のものを除く。))を用い、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を

改正後	改正前
有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u> (5)～(19) 略 2 略 (蓄電池設備) 第13条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)</u>は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、<u>開放形鉛蓄電池を用いたもの</u>にあっては、その電槽は、耐酸性の床^{上又は台上}に設けなければならない。 2 略 3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)</u>にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。 第6章 雑則	有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u> (5)～(19) 略 2 略 (蓄電池設備) 第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床^{上又は台上}に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床^{上又は台上}にあっては、耐酸性の床又は台としなければならない。 2 略 3 屋外に設ける蓄電池設備は、<u>雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のもの</u>としなければならない。 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。 第6章 雑則

改正後		改正前							
(火を使用する設備等の設置の届出) 第 44 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。 (1)～(12) 略 (13) 蓄電池設備(蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。) (14)・(15) 略		(火を使用する設備等の設置の届出) 第 44 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。 (1)～(12) 略 (13) 蓄電池設備 (14)・(15) 略							
別表第 3 (第 3 条、第 18 条関係)		別表第 3 (第 3 条、第 18 条関係)							
種類		離隔距離 (cm)				種類		離隔距離 (cm)	
		入 力		上 方	側 方	前 方	後 方	備考	
略		略							
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	固体燃料	略	略	略	略	略	略	略	略
	不燃以外	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略						

改正後										改正前									
略		不燃	木炭を燃料とするもの	<u>炭火</u> <u>焼き</u> <u>器</u>	<u>二</u>	<u>80</u>	<u>30</u>	<u>二</u>	<u>30</u>	略									
上記に分類されないもの										略									

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の丸亀市火災予防条例(以下「新条例」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第 105 号

工事請負変更契約の締結について（（仮称）丸亀市立城乾こども園園舎新築工事）

（仮称）丸亀市立城乾こども園園舎新築工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 （仮称）丸亀市立城乾こども園園舎新築工事
- 2 契約金額 金 817, 190, 000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 74, 290, 000 円
- 3 変更契約金額 金 896, 447, 200 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 81, 495, 200 円
- 4 契約金額の増減額 金 79, 257, 200 円 増額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 7, 205, 200 円
- 5 契約の相手方 丸亀市川西町北 2318-1
公栄建設 株式会社 代表取締役 堤 一仁

参 照 工事請負仮変更契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 変 更 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 (仮称) 丸亀市立城乾こども園園舎新築工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市南条町 地内
- 3 変更後の工期 着手 令和 4 年 6 月 20 日から
完成 令和 6 年 2 月 29 日まで
- 4 契約金額の増減額 ¥79,257,200- (増額)
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥7,205,200-
- 5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金
丸亀市契約規則第34条ただし書の規定により増額しない
- 6 変更に係る設計書、仕様書、図面等
別冊設計書の通り
- 7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象
建設工事の該当の有無
☒ 該当する 分別解体等の方法等 ☐ 変更あり（別紙のとおり）
☒ 変更なし
☐ 該当しない
- 8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日
- 9 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり

令和4年6月20日に締結した契約について、契約内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を原契約書とともに保有する。

令和5年11月1日

発 注 者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受 注 者 住 所 丸亀市川西町北2318-1
氏 名 公栄建設 株式会社
代表取締役 堤 一仁

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	(仮称) 丸亀市立城乾こども園園舎新築工事
工 事 概 要	【構造・規模】 敷地面積 3,354.82㎡ 建築面積 1,217.55㎡ 延床面積 2,135.59㎡ ・園舎棟 鉄筋コンクリート造2建て 建築面積 1,133.28㎡ 延床面積 2,060.79㎡ ・屋外倉庫棟、便所他 鉄筋コンクリート造2建て 建築面積 78.07㎡ 延床面積 68.60㎡ ・自転車置場 アルミ製 建築面積 6.20㎡ 延床面積 6.20㎡ 【主要室】 昇降口、職員室、多目的室、多目的保育室、0歳児保育室、1歳児保育室、2歳児保育室、沐浴室、トイレ、調理室、下処理室、3歳児保育室、4歳児保育室、5歳児保育室、図書コーナー、遊戯室、ステージ、倉庫、更衣室、屋外倉庫、外部便所、プール 上記に係る建築工事一式

議案第 106 号

工事請負変更契約の締結について((仮称)丸亀市立城乾こども園園舎新築に伴う機械設備工事)
(仮称)丸亀市立城乾こども園園舎新築に伴う機械設備工事に関し、次のとおり請負変更契約を
締結いたしたい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 (仮称)丸亀市立城乾こども園園舎新築に伴う機械設備工事
- 2 契約金額 金 203,588,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 18,508,000 円
- 3 変更契約金額 金 217,541,500 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 19,776,500 円
- 4 契約金額の増減額 金 13,953,500 円 増額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,268,500 円
- 5 契約の相手方 丸亀市葭町 48 番地
三宅設備工業 株式会社 代表取締役 三宅 洋平

参 照 工事請負仮変更契約書(写)別紙のとおり

工 事 請 負 仮 変 更 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 (仮称) 丸亀市立城乾こども園園舎新築に伴う機械設備工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市南条町 地内
- 3 変更後の工期 着手 令和 4 年 6 月 20 日から
完成 令和 6 年 2 月 29 日まで
- 4 契約金額の増減額 ¥13,953,500- (増額)
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥1,268,500-
- 5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金
丸亀市契約規則第34条ただし書の規定により増額しない
- 6 変更に係る設計書、仕様書、図面等
別冊設計書の通り
- 7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に規定する対象
建設工事の該当の有無
☒ 該当する 分別解体等の方法等 ☐ 変更あり(別紙のとおり)
☒ 変更なし
☐ 該当しない
- 8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日
- 9 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり

令和4年6月20日に締結した契約について、契約内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を原契約書とともに保有する。

令和5年11月1日

発 注 者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受 注 者 住 所 丸亀市葭町48
氏 名 三宅設備工業株式会社
代表取締役 三宅 洋平

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	(仮称) 丸亀市立城乾こども園園舎新築に伴う機械設備工事
工 事 概 要	【構造・規模】 敷地面積 3,354.82㎡ 建築面積 1,217.55㎡ 延床面積 2,135.59㎡ ・園舎棟 鉄筋コンクリート造2建て 建築面積 1,133.28㎡ 延床面積 2,060.79㎡ ・屋外倉庫棟、便所他 鉄筋コンクリート造2建て 建築面積 78.07㎡ 延床面積 68.60㎡ ・自転車置場 アルミ製 建築面積 6.20㎡ 延床面積 6.20㎡ 【種目】 衛生器具、給水、排水、給湯、消火、都市ガス、厨房、空調、 床暖房、換気 上記に係る機械設備工事一式

議案第 107 号

市有地の処分について（丸亀市蓬萊町市有地）

次のとおり市有地を売却いたしたい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 売却する土地

所 在 地 番	地 目	地 積	摘 要
丸亀市蓬萊町 28 番 15	宅 地	6718.31 平方メートル	

2 売却金額 金 127,647,890 円也

3 売却先 香川県丸亀市蓬萊町 28 番 15

シンサクメタル株式会社 代表取締役 和氣大輔

4 用途 事業用地

参照 土地売買仮契約書（写）及び位置図 別紙のとおり

土地売買仮契約書(写)

売払人 丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と買受人 シンサクメタル株式会社（代表取締役 和氣大輔） は、次の条項により土地売買仮契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売払人は、次の物件を現状有姿のまま買受人に売渡しするものとする。

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)
丸亀市蓬萊町	28 番 15	宅地	6718.31

（売買代金）

第3条 前条物件の売買代金は、金 127,647,890 円とする。

2 買受人が納付した契約保証金は、売買代金の一部に充当することができる。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、12,765,000 円とし、売払人が発行する納入通知書によって支払うものとする。

2 第 11 条の規定により契約を解除したときには、買受人が納付した契約保証金は、市に帰属する。

（代金の支払時期及び方法）

第5条 買受人は、第3条の売買代金を売払人の発行する納入通知書により、本契約締結の日の翌日から起算して 20 日以内に売払人に支払わなければならない。

（遅延利息）

第6条 買受人は、前条に定められた納入期限までに第3条の売買代金の納入を怠ったときは、丸亀市税外収入金の延滞金等徴収及び滞納処分に関する条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 82 号）に基づいて計算した金額を遅延利息として売払人に支払わなければならない。

（危険負担等）

第7条 買受人は、この契約締結の日から売買物件の所有権の移転の時までにおいて、当該物件が売払人の責めに帰することができない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減免の請求をすることができない。

- 2 買受人は、この契約締結後、売買物件に数量の不足又は本契約に適合しないことを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第8条 売買物件の所有権は、買受人が第3条の売買代金を完納した時に買受人に移転する。

- 2 買受人は、前項により所有権が移転した後、売払人に対して所有権移転登記の請求をするものとし、売払人は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合、登録免許税その他登記に要するすべての費用は、買受人の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第9条 売買物件は、買受人が第3条の売買代金を完納した時に、売払人から買受人に現状有姿のまま引き渡すものとする。

(用途制限)

第10条 買受人は、売買物件を以下の用途に用いてはならない。

- (1) 土壌汚染を発生させるおそれのある事業及び使い方をすること。
- (2) 社会的非難を受けるおそれのある事業等の用に供すること。
- (3) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に規定する風俗営業及び第4項から第11項に規定する風俗関連営業の用に供すること。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の事務所など、公序良俗に反する事業等の用に供すること。
- (5) その他不適當等と認められる事業、営業の形態及び行為の用に供すること。

(契約の解除)

第11条 売払人は、買受人が第5条に定める納入期限までに売買代金の納入を怠ったときその他この契約に定める条項に違反したときは、催告を要せずしてこの契約を解除することができる。

(返還金等)

第12条 売払人は、前条に定める規定により契約を解除したときは、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 売払人は、契約を解除したときは、買受人の負担した契約の費用は償還しない。
- 3 売払人は、契約を解除したときは、買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その

他一切の費用及び損失は償還しない。

(原状回復義務)

第 13 条 買受人は、売払人が第 11 条の規定により契約を解除したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 買受人は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。また、買受人の責めに帰すべき事由により売払人に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

3 買受人は、第 1 項に定めるところにより売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を売払人に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 買受人は、この契約に定める義務に違反したため売払人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 15 条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(疑義の決定)

第 16 条 この契約に定めのない事項で必要がある場合及びこの契約について疑義を生じた場合には、売払人と買受人が協議して決定するものとする。

(裁判管轄)

第 17 条 この契約に関し紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、売払人及び買受人がそれぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

付記

- 1 この契約は、丸亀市議会の議決を得た後、売払人が買受人にこの契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約となる仮契約とする。
- 2 この契約は、売払人が買受人に対し前項の意思表示をしたときに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に定める契約書となる。

令和 5年11月10日

売払人 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市

代表者 市長 松永 恭二 印

買受人 香川県丸亀市蓬萊町28番15

シンサクメタル株式会社

代表取締役 和氣 大輔 印

位置図



議案第 108 号

指定管理者の指定について（飯山総合学習センター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

飯山総合学習センター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

公益財団法人丸亀市福祉事業団

丸亀市大手町二丁目 1 番 20 号

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 109 号

指定管理者の指定について（丸亀市綾歌総合文化会館）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市綾歌総合文化会館

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

公益財団法人 丸亀市福祉事業団

丸亀市大手町二丁目 1 番 20 号

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 110 号

指定管理者の指定について（広島デイサービスセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

広島デイサービスセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人 石の里広島

丸亀市広島町青木 549 番地

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 111 号

指定管理者の指定について（丸亀城天守ほか 2 施設）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀城天守

丸亀城大手一の門

丸亀城延寿閣別館

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

一般財団法人 丸亀市観光協会

丸亀市新町 6 番地 2

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 112 号

指定管理者の指定について（丸亀市民会館）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 5 年 11 月 30 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市民会館

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

公益財団法人 丸亀市福祉事業団

丸亀市大手町二丁目 1 番 20 号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

議案第 87 号

専決処分の承認につきましては、国において新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が認定された方に対し、速やかに給付金を支給するため、予防接種健康被害給付金 4,441 万 2,000 円を計上するとともに、その財源として、国庫支出金を措置する補正予算を専決処分しましたので、これを報告し、御承認を求めるものであります。

議案第 88 号

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 10 億 500 万円を追加し、予算の総額を 607 億 2,800 万 5,000 円とするものであります。

その内容といたしまして、国が実施する住民税非課税世帯への追加支援として、1 世帯当たり 7 万円を支給するための生活支援緊急給付金（重点支援分）事業費 10 億 500 万円を計上するとともに、その財源として、財政調整基金繰入金を措置するものであります。

議案第 89 号

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 2 億 6,322 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 609 億 9,123 万 4,000 円とするものであります。

その内容といたしまして、総務費関係では、企業版ふるさと納税を活用し、令和 6 年 2 月の一か月間、離島 3 航路の運賃を無料とする離島航路運賃無料キャンペーン事業費 2,000 万円を計上するほか、法定外公共物に係る事務費として不足が見込まれる土地鑑定評価委託料を増額するため、市有土地管理費 90 万円を措置いたします。

民生費関係では、地域子育て支援拠点事業費として、新たにひろば型の事業所を 1 か所追加するため、地域子育て支援拠点事業委託料 600 万円を計上いたします。

農林水産業費関係では、県補助金の増額が見込まれることから、単独県費補助土地改良事業補助金 2,104 万円を追加措置するほか、農地耕作条件改善事業費において、地盤の安定処理等の経費や国の補助事業に係る配分額との調整により、農地耕作条件改善事業補助金 430 万 3,000 円を追加計上いたします。

土木費関係では、除草等の業務委託や道路補修、カーブミラーなどの交通安全施設整備に係る工事費の不足が見込まれますことから、道路維持管理費 370 万円、道路補修事業費 2,000 万円、交通安全施設整備事業費 800 万円を追加計上いたします。

教育費関係では、次年度の児童受入れ数に応じ、飯野小学校において特別支援教室を整備するための設計業務委託料 100 万円及び工事費 600 万円を計上するほか、現在改築の準

備を進めております綾歌中学校屋内運動場に冷暖房設備を合わせて整備するための設計等業務委託料 700 万円や、生徒数の増加が見られる西中学校に仮設校舎を整備するための設計業務委託料 800 万円を計上いたします。

また、企業版ふるさと納税を活用し、延寿閣別館や大手門付近の外構や備品等の整備を行う城泊事業準備事業費 4,422 万円や、学校給食での県産農水産物利用を促進し、食を通じた子育て支援の充実を図るため、県補助金を活用して賄材料費を増額する学校給食費公会計事業費 761 万 3,000 円を追加計上いたします。

その他、議員期末手当に加え、人事異動及び人事院勧告等による職員の給料、手当、共済費について各科目間の更正など所要の措置をいたします。

また、これらの財源として、それぞれの事業に係る国・県支出金、寄附金、市債、前年度繰越金を措置するほか、市有土地の売却収入を計上いたします。

予算第 2 条の繰越明許費の補正につきましては、単独県費補助土地改良事業補助金について、年度内にその支出が終わらない見込みでありますことから、次年度に繰り越して使用する経費の限度額を定めるものであります。

予算第 3 条の債務負担行為の補正につきましては、城東小学校校舎等改築事業について、資材高騰等の影響により後年度負担の限度額を変更するほか、令和 6 年度から新たに実施する丸亀城天守ほか 2 施設や飯山総合学習センター等の指定管理料、また、市内公立小学校等に通う医療的ケア児を支援するための業務委託料について、新たに後年度負担の限度額を定めるものであります。

予算第 4 条の地方債の補正につきましては、綾歌中学校屋内運動場等改築事業費等に係る事業債の補正に伴い、借入限度額を変更するものであります。

議案第 90 号

モーターボート競走事業会計補正予算につきましては、令和 6 年度に S G 競走である第 70 回ボートレースメモリアルの開催が決定しましたので、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、S G 競走全国販売促進キャンペーン業務委託料 2,200 万円及び S G 競走丸亀・大村コラボ全国キャンペーン業務委託料 5,000 万円の債務負担行為を、また年間を通じた全国販売促進キャンペーン業務委託料 1 億 5,600 万円、イベント開催等業務委託料 1 億 2,710 万円、テレビスポット CM 放送業務委託料 4,250 万円の債務負担行為を計上するものであります。

議案第 91 号から第 96 号まで

丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正、丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正、丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、及び丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、一般職の職員の給料、期末・勤勉手当について、人事院勧告及び定年延長制度に伴い改正するとともに、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により名称等の変更を行い、併せて特定任期付職員の給料、期末手当、会計年度任用職員の給料、期末・勤勉手当、特別職及び市議会議員の期末手当についても人事院勧告に準拠した改正を行うものであります。

議案第 97 号

丸亀市行政組織条例及び丸亀市附属機関設置条例の一部改正につきましては、昨今の行政課題に対応する体制の整備と効率的な業務運営に向けた再編を目指し、令和 6 年 4 月に予定する機構改革において、部及びその事務分掌等の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 98 号

丸亀市市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴うもので、大規模修繕工事を行ったマンションに係る特例措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 100 号

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、主務大臣について、所要の改正を行うものであります。

議案第 101 号

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、項ずれ及び主務大臣について所要の改正を行うとともに、字句の整理を行うものであります。

議案第 102 号

丸亀市公園条例の一部改正につきましては、丸亀市総合運動公園内に新たに施設及び夜間照明設備を整備することに伴い、施設の名称、休場日及び供用時間並びに有料公園施設の使用料を設定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 103 号

丸亀市空家等対策の推進に関する条例の一部改正については、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されることに伴い、法律の規定内容と重複する部分を削除するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 104 号

丸亀市火災予防条例の一部改正につきましては、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、蓄電池設備に関して規制対象の指定に係る単位及び火災予防上必要な措置並びに固体燃料を使用する火気設備等の離隔距離に関する基準の見直しが行われたことにより、所要の改正を行うものです。

議案第 105 号

工事請負変更契約の締結につきましては、(仮称)丸亀市立城乾こども園園舎新築工事を実施する中で、丸亀市建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項に規定する急激なインフレーションが生じたことによる請負代金額の変更請求がなされたことから、労務単価及び資材単価等の調査を行ったところ、契約金額を増額する必要性が生じたため、令和 5 年 11 月 1 日に公栄建設株式会社と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 106 号

工事請負変更契約の締結につきましては、(仮称)丸亀市立城乾こども園園舎新築に伴う機械設備工事を実施する中で、丸亀市建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項に規定する急激なインフレーションが生じたことによる請負代金額の変更請求がなされたことから、労務単価及び資材単価等の調査を行ったところ、契約金額を増額する必要性が生じたため、令和 5 年 11 月 1 日に三宅設備工業株式会社と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 107 号

市有地の処分につきましては、本市が所有する蓬萊町の土地を、シンサクメタル株式会社の事業用地として、1 億 2,764 万 7,890 円で売却することについて、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 108 号から第 111 号まで

指定管理者の指定につきましては、令和 6 年 4 月から指定管理者にそれぞれの施設の管理を行わせるため、丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に基づき、指定管理者となるべき団体を選定したので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第 112 号

丸亀市民会館の指定管理者の指定につきましては、令和 8 年 4 月から指定管理者に当該施設の管理を行わせるため、丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に基づき、指定管理者となるべき団体を選定したので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。